

(3) 年 表

昭和36年	12月	9日	茨城県南水道組合設立申請、事務所を竜ヶ崎市衛生課内に置く（竜ヶ崎市、取手町、牛久町、藤代町、江戸崎町、美浦村の水道事業に関する事務を共同処理するため）
昭和37年	1月	16日	茨城県南水道組合設立許可
	3月	22日	水道事業経営認可 (計画給水人口 72,700 人、計画一日最大給水量 18,175 m ³)
昭和38年	4月	1日	事務所を牛久公民館内に移転
	7月		創設事業着工（若柴配水場、竜ヶ崎市配水管等）
	10月	7日	茨城県南水道組合給水条例制定
昭和39年	5月	16日	給水条例一部改正（料金制定／家事用基本料金 360 円、超過料金 1 m ³ につき 30 円）
	7月	15日	若柴配水場竣工（管理棟、配水池 4,174 m ³ 、電気計装等） 茨城県霞ヶ浦水道用水より、霞ヶ浦を水源とする浄水の受水開始（浄水購入単価／1 m ³ 当たり 11 円）
	10月	1日	竜ヶ崎市内へ給水開始
昭和40年	4月	1日	浄水購入単価の改定（1 m ³ 当たり 13 円）
	9月	1日	藤代町へ給水開始
	12月	1日	取手町及び牛久町へ給水開始
昭和41年	4月	1日	浄水購入単価の改定（1 m ³ 当たり 15 円）
昭和42年	3月	31日	茨城県南水道企業団に名称変更（地方公営企業法全面適用）
	4月	1日	水道料金の改定 (家事用基本料金 360 円、超過料金 1 m ³ につき 45 円)
昭和44年	5月	11日	取手浄水場竣工（配水池 2,400 m ³ 等）
	7月	5日	企業団事務所を竜ヶ崎市若柴町地内に移転
昭和45年	10月	1日	浄水購入単価の改定（1 m ³ 当たり 17.5 円） 取手町が市制を施行
昭和46年	3月	31日	「茨城県霞ヶ浦水道用水の継続的需要に関する協定書」締結
	4月	1日	電算業務委託開始
	6月	5日	水道事業第一次拡張事業の認可 (計画給水人口 128,400 人、計画一日最大給水量 39,300 m ³)
昭和47年	10月	14日	企業団職員定数条例を定める（職員定数を 45 人とする）
	10月	16日	企業団規約の改定 (江戸崎町、美浦村が構成団体より除かれる)
昭和48年	2月	28日	第一次拡張事業の変更届出 (計画給水人口 113,900 人、計画一日最大給水量 35,675 m ³)
昭和49年	5月	15日	牛久配水場竣工（配水池 2,300 m ³ 等）
	10月	31日	戸頭配水場竣工（配水池 3,000 m ³ 等）
昭和50年	3月	31日	牛久・戸頭両配水場の落成式を挙げる
	4月	1日	職員定数条例の改正（職員定数を 50 人とする）
	11月	1日	浄水購入単価の改定（1 m ³ 当たり 31 円）
昭和51年	5月	1日	水道料金の改定 (家事用基本料金 650 円、超過料金 1 m ³ につき 75 円)
昭和52年	3月		水源の不足に伴い、慢性的な減水状態が続く (深井戸 10 井に達し、受水量を大きく上回る)
	4月	1日	職員定数条例の改正（職員定数を 55 人とする）
	4月	26日	利根川取水対策協議会開催
	11月	1日	浄水購入単価の改定（1 m ³ 当たり 58 円）

昭和53年	4月	1日	水道料金の改定 (家事用基本料金 900 円、超過料金 1 m ³ につき 110 円)
	5月	30日	茨城県企業局と「水道用水需給等に関する契約」締結
昭和54年	1月	17日	茨城県企業局と「県南広域水道用水供給事業の実施に関する協定書」締結
昭和55年	1月	1日	浄水購入単価の改定 (1 m ³ 当たり 76 円)
昭和56年	4月	1日	職員定数条例の改正 (職員定数を 60 人とする)
	8月	24日	小貝川堤防決壊 (台風 15 号) 被災者への飲料水供給を企業団及び自衛隊等により実施
	11月	27日	茨城県企業局と「県南広域水道用水供給事業に係る水道用水需給等に関する契約」締結
昭和57年	2月	2日	茨城県企業局と「県南広域水道用水供給料金統一に伴う負担協定」締結
	3月	～	竜ヶ崎ニュータウン第一次入居開始
	3月	5日	水道事業第二次拡張事業の認可 (計画給水人口 238,120 人、計画一日最大給水量 95,000 m ³)
	4月	1日	職員定数条例の改正 (職員定数を 65 人とする) 浄水購入単価の改定 (1 m ³ 当たり 92 円) 水道用水を統一料金とするため、別途負担金を支払う 加入金制度を導入、条例化 利根川水系より受水開始 (戸頭配水場へ)
	5月	1日	水道料金の改定 (家事用基本料金 1,100 円、超過料金 1 m ³ につき 160 円)
	10月	1日	若柴配水場及び牛久配水場へ利根川水系より受水開始
昭和58年	4月	7日	企業団事務所・管理棟新築 (住宅都市整備公団より譲渡) 若柴配水場内配水池竣工 (3号池— 7,900 m ³)
	7月	18日	茨城県南水道企業団庁舎・若柴配水場落成記念式典
	8月	29日	戸頭配水場内配水池竣工 (2号池 — 5,960 m ³)
	9月	21日	牛久配水場を無人化 (若柴配水場より遠方監視操作)
昭和59年	5月	1日	水道料金の改定 (家事用基本料金 1,400 円、超過料金 1 m ³ につき 210 円)
	6月	22日	牛久配水場内配水池竣工 (2号池 — 2,300 m ³)
	11月	20日	取手浄水場を閉鎖
昭和60年	3月	17日	国際科学技術博覧会開幕 常磐線科学博臨時駅前広場へ給水
	4月	1日	職員定数条例の改正 (職員定数を 70 人とする)
昭和61年	4月	1日	戸頭配水場を無人化 (若柴配水場より遠方監視操作)
	6月	1日	牛久町が市制を施行
昭和62年	6月	16日	利根川水系取水制限 (～8月25日解除 [最大制限 30%])
	11月	2日	水道料金オンラインシステム稼動
昭和63年	4月	1日	茨城県水道条例改正 料金体系変更 (基本水量 83,476 m ³ /日及び使用水量による二部料金制) 浄水購入単価の改定 (1 m ³ 当たり 38 円)
	10月	1日	茨城計算センターとオンライン化
平成 元年	6月	1日	企業団給水条例の一部改正 (消費税 3%導入)
平成 2年	2月	2日	藤代配水場竣工 (配水池 2,900 m ³ 等)
	4月	1日	土曜日閉庁方式導入 (第2、第4)
	7月	23日	利根川水系取水制限 (～9月5日解除 [最大制限 20%])
平成 3年	4月	1日	職員定数条例の改正 (職員定数を 76 人とする)

平成 4年	1月25日	企業団の休日を定める条例一部改正（毎土曜日休日）
平成 5年	3月29日	牛久配水場内配水池竣工（3号池 — 2,480 m ³ ）
平成 6年	2月16日	戸頭配水場内配水池竣工（3号池 — 4,900 m ³ ）
	7月22日	利根川水系取水制限（～9月19日解除〔最大制限30%〕）
平成 7年	1月17日	阪神・淡路大震災（死者6,432人）水道復旧に1ヶ月要する
	2月23日	藤代配水場内配水池竣工（2号池 — 2,900 m ³ ）
	5月25日	茨城県南西地域広域的水道整備準備委員会設置
	10月4日	那珂郡大宮町へ給水車及び職員派遣（浄水に苛性ソーダ混入のため）
平成 8年	8月16日	利根川水系取水制限（～9月25日解除〔最大制限30%〕）
平成 9年	9月1日	企業団給水条例一部改正（消費税5%導入）
	11月21日	水道法一部改正に伴う企業団給水条例改正 戸頭配水場拡張工事完成（配水ポンプ棟、配水ポンプ3台等）
平成10年	2月17日	茨城県南西地方広域水道整備促進協議会設立
	4月1日	茨城県企業局水質管理センター設立（水質検査委託）
	12月1日	企業団議会事務局設置条例並びに特別委員会条例の制定と会議規則の改正
平成11年	4月1日	職員定数条例の改正（職員定数を78人とする）
	10月1日	茨城県水道条例改正 浄水購入単価の改定（1 m ³ 当たり45円）
平成12年	4月25日	建設工事請負契約等に係る予定価格の事前公表及び入札結果の事後公表の試行に関する要綱制定
平成13年	8月10日	利根川水系取水制限（～8月27日解除〔最大制限10%〕）
	10月1日	企業団事務所棟増築
平成14年	7月～	給配水管路台帳管理システム（マッピング）導入開始
	11月5日	企業団ホームページ開設
	11月20日	文書ファイリングシステム導入
平成15年	1月22日	取手浄水場解体
	3月19日	建設工事請負契約等に係る予定価格の事前公表及び入札結果の事後公表に関する要綱改正
平成16年	2月19日	茨城県南水道企業団情報公開条例制定
	4月～	コンビニエンスストアでの収納開始
	9月～	検針業務にハンディーターミナル導入開始
	10月23日	新潟県中越大震災 小千谷市へ職員2名派遣 応急復旧（弁の確認、通水後の漏水調査、各戸の漏水調査 11月1日～5日）
平成17年	3月28日	藤代町が取手市に併合
	4月1日	茨城県企業局の契約基本水量改定（基本水量85,880 m ³ /日）
	7月19日	企業団規約変更許可（議会議員定数15人→12人）
	12月2日	若柴配水場内配水池竣工（4号池—7,900 m ³ ）
平成18年	7月26日	県南管工事協同組合と災害応援協定締結
	7月31日	給配水管路マッピングシステム完成
	9月15日	経営検討委員会発足
	10月1日	入札前払金制度の導入
平成19年	4月1日	給水加入金変更（加入金算出基準を日使用水量から口径別へ） 開・閉栓業務の委託化
平成20年	1月	地域水道ビジョン策定
	4月1日	茨城県企業局の契約基本水量改定（基本水量88,700 m ³ /日）

平成20年	10月	1日	給水条例一部改正（量水器使用料金の廃止）
平成21年	4月	1日	上下水道料金徴収業務一元化
平成22年	3月25日		牛久配水場拡張工事完成
	10月	1日～	給水加入金の特別措置（新規申込者に対し軽減措置）を実施
平成23年	3月11日		東日本大震災発生 水道施設に甚大な被害を受ける 県送水管破裂により減圧・断水 （戸頭・藤代配水場一約5時間減圧運転、若柴配水場一約33時間断水、牛久配水場一約39時間断水）
	3月23日～		福島原発事故により放射性物質検査を開始
平成24年	3月19日		第二次拡張事業の変更届出 （計画給水人口261,320人、計画一日最大給水量103,700m ³ ）
	4月	1日	利根町水道事業と統合 企業団規約の改定（構成団体に利根町が加わる、議会議員定数12人→14人） 水道料金の改定（利根町は統合前の従前の料金体系とする） 茨城県企業局の契約基本水量改定（基本水量90,375m ³ /日）
	9月11日		利根川水系取水制限（～10月3日解除〔最大制限10%〕）
平成25年	3月		地域水道ビジョン見直し
	4月	1日	水道料金の改定 （利根町の従前料金体系を廃止し、統一の供給料金とする）
	7月24日		利根川水系取水制限（～9月18日解除〔最大制限10%〕）
	8月		危機管理マニュアル策定
平成26年	4月	1日	企業団給水条例一部改正（消費税8%導入） 地方公営企業会計基準の改正
	10月	1日	上下水道料金システムをクラウド方式に変更
平成27年	4月	1日	クレジットカード払い導入
	9月	10日	台風18号による大雨で鬼怒川決壊 常総市へ給水支援（給水車1台、職員派遣 9月13日～25日）
平成28年	6月	16日	利根川水系取水制限（～9月2日解除〔最大制限10%〕）